ｚｓ音子ども発

令和３年８月１６日

　各保育施設利用児童の保護者　様

音更町長　小　野　信　次

　　　発熱又は呼吸器症状がある場合の施設利用の停止について

　日頃より本町の子ども福祉施策の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

　皆様ご存知のとおり、十勝管内におきましても、再度、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、厳重な警戒・対策が必要となっています。

新型コロナウイルス感染症の発生、拡大防止等のために、お子様に発熱又は顕著な呼吸器症状（喘息など感染リスクがないものは除きます。以下同じです。）がある場合につきましては、保育施設の利用を停止いただきますようお願いいたします。

また、下記のとおりご協力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

１　施設への報告について

　次の事項が判明した場合は、利用児童や家族の体調・検査状況について、利用施設に速やかにご連絡ください。

（１）施設を利用する児童が感染した場合

（２）施設を利用する児童が濃厚接触者となった場合

（３）施設を利用する児童又は同居の家族（同居以外で接触のあった親族を含む。以下同じです。）がPCR検査を受けることになった場合

（４）施設を利用する児童に発熱又は顕著な呼吸器症状がある場合

２　施設の利用について

　上記１に該当した場合、以下の期間は施設の利用を停止いただくよう、ご検討ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | お休みいただく期間 |
| (1)利用児童が感染 | 治癒又は保健所の健康観察期間が終了するまで |
| (2)利用児童が濃厚接触者 | 保健所の健康観察期間が終了するまで |
| (3)利用児童がPCR検査を受検 | 検査結果（陰性）が判明するまで又は保健所の健康観察期間が終了するまで |
| (4)家族がPCR検査を受検 | 検査結果（陰性）が判明するまで |
| (5)施設を利用する児童に発熱又は顕著な呼吸器症状がある場合 | 解熱後２４時間が経過するまで　又は呼吸器症状が改善するまで |

　※緊急事態宣言期間中においては、家族に発熱・呼吸器症状がある場合は、施設利用の停止を検討ください（一律に利用停止を求めるものではありません。）。

３　保育料の返還について

　　次の表のとおり、保育料を日割計算により減額します（無償化の対象となっている場合を除く。）。

|  |  |
| --- | --- |
| 右記以外の期間 | 緊急事態宣言期間中又は町長が認める期間 |
| 事由 | 減額対象期間 | 事由 | 減額対象期間 |
| (1)利用児童が感染 | 治癒又は保健所の健康観察期間が終了するまで | 同左 |
| (2)利用児童が濃厚接触者 | 保健所の健康観察期間が終了するまで | 同左 |
| (3)利用児童がPCR検査を受検※保健所又は医師の指示による場合に限る。 | 検査結果（陰性）が判明するまで又は保健所の健康観察期間が終了するまで | (3)利用児童がPCR検査を受検※検査理由を問いません。 | 検査結果（陰性）が判明するまで又は保健所の健康観察期間が終了するまで |
| (4)家族がPCR検査を受検※保健所又は医師の指示による場合に限る。 | 検査結果（陰性）が判明するまで | (4)家族がPCR検査を受検※検査理由を問いません。 | 検査結果（陰性）が判明するまで |
| (5)学童保育所又はクラスが休所 | 休園期間 | 同左 |
|  | (6)家族に発熱・呼吸器症状がある（本人は無症状） | 解熱後２４時間が経過し、呼吸器症状が改善するまでの間 |
|  | (7)家族の職場・利用施設等に陽性者又はその疑いがある者がいるなどの場合に、感染拡大防止のため、休所する | 施設利用停止期間 |

　　※（6）・(7)は、利用施設又は保護者様の判断で対象児童が施設の利用を停止する場合に、減額対象とするものであり、必ずしも当該児童の施設利用の停止を求めるものではありません。

つきましては、上記に該当して施設の利用を停止された場合は、保育料の減額算定のため、ご利用の施設に速やかに報告いただきますよう、お願いします。

**※施設を利用する児童に発熱又は顕著な呼吸器症状がある場合につきましては、従来から感染症拡大防止のため利用の停止をお願いしていることから、保育料の返還対象となりませんので、ご了承ください（陽性により利用を停止する場合は、返還対象となります。）。**

（保健福祉部子ども福祉課子育て支援係）

音子ども発

令和３年８月１６日

　各保育施設管理者　様

音更町長　小　野　信　次

　　　発熱又は呼吸器症状がある場合の施設利用の停止に係る保護者宛通知文の配付について（依頼）

　日頃より本町の子ども福祉施策の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

　標記事項につきまして、保護者宛て通知文を別紙のとおり作成しましたので、利用児童の保護者へ配付いただきますとともに、当該文書の内容についてご了知いただきますよう、お願いいたします。

（保健福祉部子ども福祉課子育て支援係）